

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

国際石油開発帝石株式会社

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【事業等のリスク】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	5
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	6
第3 【提出会社の状況】 .....	10
1 【株式等の状況】 .....	10
2 【役員の状況】 .....	15
第4 【経理の状況】 .....	16
1 【四半期連結財務諸表】 .....	17
2 【その他】 .....	29
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	30

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月10日

【四半期会計期間】 第9期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)

【会社名】 国際石油開発帝石株式会社

【英訳名】 INPEX CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 北村 俊 昭

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-5572-0233

【事務連絡者氏名】 経営企画ユニットジェネラルマネージャー兼  
広報・IRユニットジェネラルマネージャー 橋高 公久

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂五丁目3番1号

【電話番号】 03-5572-0233

【事務連絡者氏名】 経営企画ユニットジェネラルマネージャー兼  
広報・IRユニットジェネラルマネージャー 橋高 公久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第3四半期 連結累計期間	第9期 第3四半期 連結累計期間	第8期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	996,901	926,597	1,334,625
経常利益 (百万円)	543,748	492,358	750,077
四半期(当期)純利益 (百万円)	107,068	101,783	183,690
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	264,318	288,225	345,672
純資産額 (百万円)	2,913,448	3,269,796	2,996,036
総資産額 (百万円)	3,962,109	4,460,303	4,038,139
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	73.32	69.70	125.78
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	68.5	68.4	69.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	126,925	130,388	213,513
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△297,108	40,879	△395,555
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	40,789	△4,465	48,961
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	124,616	303,349	117,530

回次	第8期 第3四半期 連結会計期間	第9期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	18.48	8.93

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 2 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。  
 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の項目番号に対応するものであります。)

#### 1 石油・天然ガス開発事業の特徴及びリスクについて

##### (6) 災害・事故等のリスク

石油・天然ガス開発事業には、探鉱、開発、生産、輸送等の各段階において操業上の事故や災害等が発生するリスクがあります。このような事故や災害等が生じた場合には、保険により損失補填される場合を除き設備の損傷によるコストが生じ、更には、人命にかかわる重大な事故又は災害等となる危険性があり、その復旧に要する費用負担や操業が停止することによる機会損失等が生じることがあります。国内天然ガス事業においては、平成22年1月以降、輸入LNG気化ガスを原料ガスとして購入しており、更に平成25年8月以降、直江津LNG基地において輸入LNGを原料ガスとして購入しておりますが、当該輸入LNG気化ガス・輸入LNGの購入先及び直江津LNG基地における事故、トラブルなどにより輸入LNG原料ガスの調達ができない場合には、当社顧客への供給に支障をきたすなど、当社の国内天然ガス事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、環境問題に関しては、土壌汚染、大気汚染及び水質・海洋汚染等が想定されます。当社グループでは、「環境安全方針」を定め、当該国における環境関連法規、規則及び基準等を遵守することは勿論のこと、自主的な基準を設け環境に対して十分な配慮を払いつつ作業を遂行しておりますが、何らかの要因により環境に対して影響を及ぼすような作業上の事故や災害等が生じた場合には、その復旧等のための対応若しくは必要な費用負担が発生したり、民事上、刑事上又は行政上の手続等が開始されてそれに伴う手続関連費用や損害賠償等の金銭の支払い義務が生じたり、操業停止による損失等が生じたりすることがあります。さらに、当該国における環境関連法規、規則及び基準等（新エネルギー・再生可能エネルギー等の支援策を含む。）が将来的に変更や強化された場合には、当社グループにとって追加的な対応策を講じる必要やそのための費用負担が発生する可能性があります。

当社グループは、作業を実施するにあたっては、損害保険を付保することとしておりますが、いずれの場合も、当該事故・災害等が当社グループの故意又は過失に起因する場合には、費用負担の発生により業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、行政処分や当社グループの石油・天然ガス開発会社としての信頼性や評判が損なわれることによって、将来の事業活動に悪影響を及ぼす可能性があります。

平成23年11月、当社の持分法適用関連会社であるインペックス北カンボス沖石油株式会社（出資比率37.5%）の子会社であるFrade Japão Petróleo Limitada（以下、「FJPL社」といいます。）が約18.3%の権益を保有するフラージ鉱区近傍の海上において油膜が広がっていることが確認されました。

さらにフラージ鉱区のプロジェクトのオペレーターであるChevron Brasil Upstream Frade Ltda.（以下、「シェブロン社」といいます。）は平成24年3月に、平成23年11月の油のしみ出しとは別の場所からの小規模な新たな油のしみ出しを確認したため、シェブロン社及びFJPL社を含むパートナー各社は、フラージ鉱区の生産を一時停止しておりましたが、平成25年4月30日より生産を再開しております。

平成23年11月及び平成24年3月の油のしみ出しに関連して、ブラジル当局などからオペレーターのシェブロン社などに対し損害賠償、操業の停止等を求める複数の訴訟提起その他通知等が行われており、その1つとしてブラジル連邦検察当局から、シェブロン社などに対し平成23年11月及び平成24年3月の事故についてそれぞれ200億レアル（約9,000億円。1レアル≒45円。）の損害賠償及び操業の一時停止を求める訴訟2件が提起されました。

平成25年9月13日、シェブロン社は、ブラジル連邦検察当局から提起されていた上記2件の訴訟を終結するための合意書に署名しました。平成25年9月27日、リオ市第1連邦裁判所は、同合意書を承認するとともに、上記2件の訴訟の却下を決定し、平成25年11月11日、同決定が確定した旨を証する証明書を発行しました。これにより、付随関連する手続において裁判所の今後の判断を待つ部分が一部残されているものの、上記2件の訴訟は実

質的には終結したものと考えられます。FJPL社を含む当社グループはこれらのいずれの訴訟等についても直接の当事者とはなっておりませんが、これらの訴訟等にかかる合意書署名の結果としてシェブロン社が和解金等を負担した場合には、フラージ鉦区における共同操業協定に基づきFJPL社が権益保有分の負担を求められることとなり、その場合のFJPL社の負担分は約17百万リアル（同約8億円）であります。

また、平成25年9月、当社の連結子会社インペックス北カスピ海石油株式会社（当社出資比率45%。以下、「INCS社」といいます。）が7.56%の権益を保有するカザフスタン共和国北カスピ海沖合鉦区におけるカシャガン油田で原油の生産を開始しましたが、その後間もなくガスパイプラインにおいてガスリークが発見されたことから、原油の生産を停止しています。これに対して、オペレーターであるNorth Caspian Operating Company及び操業管理業務を請け負うAgip KCO（以下、「オペレーターら」と総称します。）は、ガスパイプライン内の残留ガスを生産施設で燃焼後、排出しました。この作業に関し、平成26年3月7日、カザフスタン環境保全省のアティラウ地方管轄部は、環境関連法規の違反を理由に、オペレーターらに対して約1,343億カザフスタン・テンゲ（約850億円。1カザフスタン・テンゲ≒0.63円。）の金銭請求に関する通知を發出し、オペレーターらはその取り消しを求め係争中でしたが、同年12月13日、オペレーターら、INCS社を含むコンソーシアム各社及びカザフスタン共和国政府は一連の係争を解決するための合意書に署名し、これにより、同鉦区における一連の係争等は終結しました。なお、オペレーターらはかかるガスリークに関する行政上の違反行為に対する罰金として約101億カザフスタン・テンゲ（同約64億円）を同年5月に同政府へ納付しており、同納付金に対するINCS社の金銭負担は約5億円相当であります。

なお、重要事象等は存在しておりません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1)業績の状況

当第3四半期連結累計期間における我が国経済は、政府や日本銀行の各種政策の効果等から企業収益や雇用情勢が改善するなど、景気は緩やかな回復基調が続いているものの、消費税率引き上げに伴う個人消費への影響や海外景気の下振れの懸念等もあり、先行きは不透明な状況となっております。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす国際原油価格について、4月はブレント原油(国際的な原油指標)期近物の終値ベースで105.62米ドルから始まり、ウクライナの政治的緊張の高まりやリビアにおける大幅な生産減を背景に、6月19日には2013年9月以来の最高値である115.06米ドルに達しました。しかし、7月にリビアで原油出荷が再開したこと等から、8月1日には104.84米ドルまで下落しました。8月中はイスラム国の勢力伸張や米国原油在庫の増減等の強弱材料により、101米ドルから105米ドルの間で推移しましたが、IEA等のエネルギー機関及びOPECによる2015年の原油需要見通しの下方修正を背景に、9月30日には94.67米ドルまで下落しました。10月に入り、OPECが減産に合意することは無いとの観測から軟化傾向を強め、10月31日には85.86米ドルと9米ドル近く値を下げました。更に11月27日のOPEC総会で減産見送りが決定されるとその翌日には70.15米ドルまで急落し、その後もIEAによる需要見通しの更なる下方修正やOPEC加盟国の要人が減産見送りの決定を堅持すると表明したこと等を受け、原油価格は下落を続け、57.33米ドルで当期を終えました。なお、当第3四半期連結累計期間の原油の当社グループ販売平均価格は、95.27米ドルとなりました。

一方、業績に重要な影響を与えるもう一つの要因である為替相場ですが、当期は1米ドル103円近辺で始まりしました。4月から7月にかけては、日米の金融政策の見通しに大きな変化が見られない中、概ね101～103円台の狭いレンジ内での推移となりました。しかし、8月下旬に7月の米FOMC議事要旨やイエレン米FRB議長の講演で利上げ開始が早まる可能性が示され、米金利先高観が強まると、レンジを円安方向に抜け、円は対米ドルで軟調に推移しました。また10月末には、市場予想外の日銀追加金融緩和や年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の資産構成比率変更が決定されたことを背景に、円売りドル買いが活発となり、円は対米ドルで急激に値を下げる展開となりました。11月中旬には、本邦で消費税増税延期と衆議院解散総選挙が発表されたことも、円安の流れをサポートし、12月上旬に米雇用統計が市場予想を上回る結果となると、円は一時121円台後半まで弱含みました。その後も、円の買い戻しは鈍く、期末公示仲値(TTM)は前期末から17円61銭円安の120円53銭となりました。なお、当社グループ売上の期中平均レートは、前年同期に比べ、6円14銭円安の1米ドル105円57銭となりました。

このような事業環境の中、当第3四半期連結累計期間は油価及び海外ガス価が下落したことに加え、販売数量の減少により、売上高は前年同期比703億円、7.1%減の9,265億円となりました。このうち原油売上高は前年同期比590億円、9.1%減の5,909億円、天然ガス売上高は前年同期比108億円、3.3%減の3,215億円となりました。当第3四半期連結累計期間の販売数量は、原油が前年同期比1,827千バレル、3.0%減少の58,562千バレルとなりました。天然ガスは、前年同期比15,172百万立方フィート、6.3%減少の226,605百万立方フィートとなりました。このうち、海外天然ガスは、前年同期比15,524百万立方フィート、7.9%減少の179,839百万立方フィートとなり、国内天然ガスは、前年同期比9百万立方メートル、0.8%増加の1,253百万立方メートル、立方フィート換算では46,765百万立方フィートとなっております。販売価格は、海外原油売上の平均価格が1バレル当たり95.27米ドルとなり、前年同期比12.49米ドル、11.6%の下落となりました。海外天然ガス売上の平均価格は千立方フィート当たり12.24米ドルとなり、前年同期比0.81米ドル、6.2%の下落となりました。また、国内天然ガスの平均価格は立方メートル当たり57円19銭となり、前年同期比7円12銭、14.2%の上昇となっております。売上高の平均為替レートは1米ドル105円57銭となり、前年同期比6円14銭、6.2%の円安となりました。

売上高の減少額703億円を要因別に分析しますと、原油及び天然ガスの売上高に関し、販売数量の減少により390億円の減収要因、販売単価の下落により793億円の減収要因、為替は売上の平均為替レートが円安になったことにより485億円の増収要因、その他の売上高は4億円の減収要因となりました。

一方、売上原価は、主に平均為替が円安に推移したことにより、前年同期比225億円、6.2%増の3,887億円となりました。探鉱費は主に中東・アフリカ地域での探鉱活動が減少したことにより、前年同期比4億円、2.0%減の213億円となりました。販売費及び一般管理費は前年同期比21億円、3.5%増の637億円となりました。以上の結果、営業利益は前年同期比945億円、17.3%減の4,526億円となりました。

営業外損益では、権益譲渡益を計上したことに加え、為替差益や持分法投資利益が増加したことにより、営業外収益が、前年同期比378億円、145.3%増の639億円となりました。一方、営業外費用は、前年同期比52億円、17.9%減の243億円となりました。この結果、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は前年同期比513億円、9.5%減の4,923億



円となりました。

法人税、住民税及び事業税は前年同期比52億円、1.4%減の3,758億円、法人税等調整額は141億円となり、少数株主損益調整前四半期純利益は前年同期比56億円、5.2%減の1,023億円となりました。少数株主利益は6億円となり、以上の結果、四半期純利益は前年同期比52億円、4.9%減の1,017億円となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

①日本

ガス価の上昇により、売上高は前年同期比88億円、10.6%増の917億円となりましたが、営業利益は減価償却費の増加等により前年同期比16億円、16.5%減の81億円となりました。

②アジア・オセアニア

為替が円安に推移したものの、販売数量の減少及び油価・ガス価の下落により、売上高は前年同期比403億円、11.2%減の3,202億円となり、営業利益は前年同期比405億円、20.6%減の1,561億円となりました。

③ユーラシア(欧州・NIS諸国)

油価は下落したものの、販売数量の増加及び為替が円安に推移したことにより、売上高は前年同期比16億円、2.2%増の770億円となりましたが、営業利益は作業費等の増加により前年同期比49億円、15.2%減の277億円となりました。

④中東・アフリカ

為替が円安に推移したものの、販売数量の減少及び油価の下落により、売上高は前年同期比421億円、8.9%減の4,285億円となり、営業利益は前年同期比407億円、12.7%減の2,803億円となりました。

⑤米州

販売数量の減少があったものの、ガス価の上昇及び為替が円安に推移したことにより、売上高は前年同期比17億円、23.9%増の89億円となりましたが、探鉱費の増加等により、営業損失は前年同期比67億円、128.4%増の120億円となりました。

(2)財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は4兆4,603億円となり、前連結会計年度末の4兆381億円と比較して4,221億円の増加となりました。資産増加の主な内訳は、建設仮勘定の増加により有形固定資産が4,266億円増加したことによるものです。

一方、負債は1兆1,905億円で、前連結会計年度末の1兆421億円と比較して1,484億円の増加となりました。このうち流動負債は3,767億円で、前連結会計年度末比10億円の増加、固定負債は8,137億円で、前連結会計年度末比1,473億円の増加となりました。

純資産は3兆2,697億円となり、前連結会計年度末比2,737億円の増加となりました。このうち、少数株主持分は2,171億円で、前連結会計年度末比121億円の増加となりました。

(3)連結キャッシュフローの状況

当第3四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の残高は、期首の1,175億円に当第3四半期中に増加した資金1,858億円を加えた3,033億円となりました。

当第3四半期連結累計期間における営業活動、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローの状況及びそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、前年同期比34億円増の1,303億円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が減少したものの、売上債権が減少したことや法人税等の支払額が減少したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、前年同期比3,379億円増の408億円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出の増加があったものの、定期預金の払戻による収入の増加や長期預金の預入による支出の減少があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、前年同期比452億円増の44億円となりました。これは主に、長期借入れによる収入が減少したことによるものであります。

#### (4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（旧会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりです。

##### ①基本方針の内容

当社グループは、バランスの取れた資産ポートフォリオ、国際的な有力中堅企業としてのプレゼンスおよび高い水準のオペレーターとしての技術力等を最大限に活かし、既発見の大規模油ガス田の早期商業生産を達成するとともに、今後とも優良な油ガス田を積極的に獲得するための投資強化を通じ、国際競争力のある我が国の中核的企業として、企業価値のさらなる向上を目指して積極的な事業展開に努めてまいります。

##### ②財産の有効な活用および不適切な支配の防止のための取り組み

当社グループは、健全な財務体質のさらなる強化を図りつつ、石油・天然ガス資源の安定的かつ効率的な供給を可能とするために事業基盤の拡大を目指し、探鉱・開発活動および供給インフラの整備・拡充等に積極的な投資を行います。当社は、これらの活動を通じた石油・天然ガスの保有埋蔵量および生産量の維持・拡大による持続的な企業価値の向上と配当による株主の皆様への直接的な利益還元との調和を、中長期的な視点を踏まえつつ図ってまいります。

また、当社は、投機的な買収や外資による経営支配等の可能性を排除するため、経済産業大臣に対し甲種類株式を発行しております。その内容は、i)取締役の選解任、ii)重要な資産の全部または一部の処分等、iii)当社の目的および当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与に係る定款変更、iv)統合、v)資本金の額の減少、vi)解散、に際し、一定の要件を充たす場合に甲種類株主総会を開催し、甲種類株主が平成20年経済産業省告示第220号に定める議決権行使のガイドラインに則り、議決権を行使できるものとしております。

当該ガイドラインでは、上記i)およびiv)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、上記iii)の当社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与に係る定款変更の決議については、「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」、上記ii)、iii)当社の目的に係る定款変更、v)およびvi)に係る決議については、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」のみ否決するものとされております。

さらに、当社の子会社定款においても子会社が重要な資産処分等を行う際に、上記ii)の重要な資産の全部または一部の処分等に該当する場合には、当該子会社の株主総会決議を要する旨を定めており、当社取締役会の決議に加え、甲種類株主総会の決議を必要としています。

##### ③上記②の取り組みについての取締役会の判断

上記②の取り組みは、中長期的に安定した収益力の確保と持続的な企業価値の向上を目指すものであり、上記①の基本方針に沿うものであります。

また、上記②の甲種類株式は、拒否権の対象が限定され、その議決権行使も平成20年経済産業省告示第220号に定めるガイドラインに則り行われることから、経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高くした必要最小限の措置であり、会社役員の地位の維持や株主の皆様の共同の利益を損なうことを目的とするものではないと

考えております。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は5百万円であります。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000,000
甲種類株式	1
計	3,600,000,001

###### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,462,323,600	1,462,323,600	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。その内容の詳細は(注) 1をご参照下さい。
甲種類株式	1	1	非上場・非登録	単元株式数は1株でありま す。その内容の詳細は(注) 2及び3をご参照下さい。
計	1,462,323,601	1,462,323,601	—	—

(注) 1 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

#### 2 甲種類株式の内容は次のとおりであります。

##### 1 議決権

甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではない。

##### 2 剰余金の配当および中間配当

甲種類株式に対する剰余金の配当または中間配当は、当会社普通株式に対する剰余金の配当または中間配当の額に400を乗じて算出される額にて行われる。

##### 3 残余財産の分配

甲種類株主は当会社普通株式に対する残余財産分配の金額に400を乗じて算出される額の残余財産分配請求権を有する。

##### 4 甲種類株主総会の決議を要する事項に関する定め

次の場合においては、甲種類株主による種類株主総会の決議を経なければならない。なお、当会社株主総会の招集通知を発する場合、当会社は、甲種類株主に対して、当該招集通知の写しを送付するとともに、甲種類株主総会の開催の有無につき通知するものとする。甲種類株主総会を開催する旨の通知は甲種類株主総会の招集通知を発することによりなされるものとする。

- (1) 取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において、当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の当会社普通株式の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有していた場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「取締役の選任または解任における100分の20要件」という。)の当該取締役の選任または解任
- (2) 当会社の重要な資産の処分等を行おうとする場合
- (3) 当会社子会社が重要な資産の処分等を行おうとする場合に、当会社子会社の株主総会において当会社が議決権を行使しようとする場合
- (4) 以下の事項に関する定款変更を行おうとする場合(当会社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合において、合併契約、株式交換契約、株式移転契約、またはこれらを目的とする契約において定款変更の定めが含まれる場合の当該定款変更に関する甲種類株主総会の要否、および当会社が株式移転を

する場合において、新設持株会社の定款の規定が当会社の定款の規定と異なる場合の当該株式移転契約の承認に関する甲種類株主総会の要否については、下記(5)の規定によれば合併、株式交換、株式移転に関する甲種類株主総会の決議が不要な場合であっても、本規定に従ってこれを決する。)

- ① 当会社の目的
  - ② 当会社普通株式以外の株式への議決権(甲種類株式に既に付与された種類株主総会における議決権を除く。)の付与
- (5) 当会社が合併、株式交換、株式移転を行おうとする場合。ただし、以下の各号に該当する場合を除く。
- ① 合併において当会社が存続会社となる場合。ただし、合併完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該合併を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「合併における100分の20要件」という。)を除く。
  - ② 株式交換において当会社が完全親会社となる場合。ただし、株式交換完了時点において当会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株式交換を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式交換における100分の20要件」という。)を除く。
  - ③ 株式移転において新設持株会社を設立する場合で、甲種類株主が当社定款上有する権利と同等の権利を有する当該新設持株会社の種類株式が甲種類株主に付与されることが、株式移転のための株主総会で決議された場合。ただし、株式移転完了時点において新設持株会社普通株式にかかる総株主の議決権の100分の20以上を公的主体以外の単一の株主または単一の株主とその共同保有者が保有することとなる場合(ただし、かかる場合に当たるかにつき、当該株式移転を承認する各当事会社の株主総会にかかる基準日現在の株主を前提に判断するものとする。)(以下、「株式移転における100分の20要件」という。)を除く。
- (6) 当会社の株主への金銭の払い戻しを伴う当会社の資本金の額の減少を行おうとする場合
- (7) 当会社が株主総会決議により解散をする場合
- (8) 100分の20要件に関するみなし規定
- ① 取締役の選任または解任  
取締役の選任または解任について甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、取締役の選任または解任における100分の20要件が当該決議の対象となった取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていたものとみなす。  
甲種類株主は、取締役の選任または解任について甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当会社株主総会において取締役を選任または解任する旨の決議がなされた場合には、当会社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、取締役の選任または解任における100分の20要件が当該取締役の選任または解任にかかる当会社株主総会決議時点において充足されていなかったものとみなす。
  - ② 合併、株式交換、株式移転  
当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会の招集通知が発送された場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件および株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換または株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていたものとみなす。  
甲種類株主は、当会社が合併、株式交換、株式移転をする場合において甲種類株主総会を開催しない旨の通知を受領した場合においても、当会社株主総会において当会社にかかる合併、株式交換、株式移転を行う旨の決議がなされた場合には、当会社に対し、甲種類株主総会を開催すべき旨の異議を申し立てることができる。甲種類株主による異議申立てなく株主総会決議後2週間以内の異議申立て期間が経過した場合は、合併における100分の20要件、株式交換における100分の20要件、株式移転における100分の20要件が、当該合併、株式交換、株式移転にかかる当会社株主総会決議の時点において充足されていなかったものとみなす。
- 5 甲種類株式の取得請求権および取得条項に関する定め
- (1) 甲種類株主は、いつでも、当会社に対し、書面によって、金銭の交付と引き換えに当会社が甲種類株式を取得することを請求することができる。
  - (2) 当会社は、甲種類株式が公的主体以外の者に譲渡された場合、取締役会の決議により、当該譲受人の意思にかかわらず、金銭の交付と引き換えに甲種類株式を取得することができる。なお、甲種類株主は、甲種類株式を譲渡する場合には、当会社に対して、その旨および相手先の名称を、事前に通知しなければならない。
  - (3) 甲種類株式の取得価格は、上記(1)の場合は取得請求日、上記(2)の場合は取得日の前日(以下あわせて「取得価格基準日」という。)の時価に400を乗じて算出される額によることとする。当会社普通株式が東京証券取引所に上場されている場合は、当会社普通株式一株あたりの東京証券取引所における取得価

格基準日の終値と同一の価格をもって取得価格基準日の時価とする。取得価格基準日の終値が存在しない場合には、同日より前の最も直近の日における終値によることとする。

## 6 定義

甲種類株式にかかる上記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している会社等をいう。以下、他の会社等の意思決定機関を支配している者とは、次の各号に掲げる者をいう。
  - ① 他の会社等の議決権(種類株式の議決権を除く。以下種類株式の議決権につき言及する場合を除き同じ。)の過半数を自己の計算において所有している者
  - ② 他の会社等の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している者であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する者
    - イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。
    - ロ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が他の会社等の財務及び営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。
    - ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
    - ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。)を行っていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)
    - ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。
  - ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に他の会社等の議決権の過半数を占めている者であつて、かつ、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する者
  - ④ 他の会社等の種類株式(議決権のないものを除く。)のうちある種類のものについて、その議決権の過半数を自己の計算において所有している者
- (2) 「会社等」とは、会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。)をいう。
- (3) 「関連会社」とは、ある者(その者が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。)が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。ある者が他の者(個人を含む。)の関連会社である場合の他の者もある者の関連会社とみなす。子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合は、次の各号に掲げる場合をいう。
  - ① 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を自己の計算において所有している場合
  - ② 子会社以外の他の会社等の議決権の100分の15以上、100分の20未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
    - イ 役員もしくは使用人である者、またはこれらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役またはこれらに準ずる役職に就任していること。
    - ロ 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。
    - ハ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。
    - ニ 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上または事業上の取引があること。
    - ホ その他子会社以外の他の会社等の財務および営業または事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。
  - ③ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同様に議決権を行使すると認められる者および自己の意思と同様に議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)に子会社以外の他の会社等の議決権の100分の20以上を占めているときであつて、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合
- (4) 「共同所有者」とは、以下のいずれかに該当する者を総称していう。
  - ① 単一の株主が、当会社の株式の他の所有者と協力して、当会社の経営に継続的に影響を与えることを

合意している場合の当該他の保有者

- ② 単一の株主の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社、または単一の株主の親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人の単一の株主以外の子会社であって当会社の株式を保有している者
  - ③ ①に定める他の保有者の配偶者、親会社もしくはその意思決定機関を支配する個人、子会社もしくは関連会社であって当会社の株式を保有している者
  - ④ 単一の株主の配偶者の子会社または関連会社(単一の株主およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者
  - ⑤ ①に定める他の保有者の配偶者の子会社または関連会社(①に定める他の保有者およびその配偶者夫婦の事情をあわせ考慮した場合に当該夫婦の子会社または関連会社となる者を含む。)であって当会社の株式を保有している者
- (5) 「甲種類株式」とは、当会社の定款第3章に規定する種類株式をいう。
- (6) 「公的主体」とは、国又は国が全額出資する独立行政法人をいう。
- (7) 「子会社」とは、会社等又は個人が他の会社等の意思決定機関を支配している場合の当該他の会社等をいい、親会社及び子会社、子会社の意思決定機関を支配する個人及び子会社、又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社又は個人の子会社とみなす。
- (8) 「重要な資産の処分等」とは、当会社または当会社子会社における、資産の売却、事業譲渡、現物出資、会社分割(ただし、現物出資または会社分割の実施後、当会社が、出資先会社または会社分割における承継会社もしくは新設会社の、親会社となる場合を除く。)、および担保設定その他の処分、ならびに当会社子会社株式・持分の売却(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、当会社子会社株式・持分の売却後、当会社が当該子会社の、親会社となる場合を除く。)その他の処分等、当該処分により当会社または当会社子会社が受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合または直近に作成された連結財務諸表における連結売上高において当該処分にかかる資産による売上高の占める割合が100分の20以上である場合のいずれかをいう。なお、当会社子会社株式・持分の売却には、合併、株式交換、株式移転および当会社連結子会社が行う第三者割当増資(ただし、当会社が直接株式を所有している子会社の場合を除き、合併、株式交換、株式移転または第三者割当増資の実施後、当会社が合併による存続会社もしくは新設会社、株式交換もしくは株式移転における完全親会社、または第三者割当増資を行った当会社子会社の、親会社となる場合を除く。)を含むものとする。また、当会社子会社株式・持分の売却の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、株式・持分の売却の場合は当会社子会社の一株・一出資口あたり売却価格に売却直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、合併、株式交換、株式移転の場合は合併比率(合併により解散する会社の株主・社員の所有する一株・一出資口についての、存続会社または新設会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式交換比率(株式交換により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、完全親会社となる会社の株式・持分の割当の比率をいう。以下同じ。)、株式移転比率(株式移転により完全子会社となる会社の株主の所有する一株についての、設立される完全親会社の株式の割当の比率をいう。以下同じ。)を算出するにあたり使用された当会社子会社の一株・一出資口あたりの価値に合併、株式交換、株式移転直前時点における当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額、第三者割当増資の場合は第三者割当増資における当会社子会社の一株・一出資口あたりの払込金額等に第三者割当増資直後の当該子会社の発行済株式・出資口総数を乗じた金額に、それぞれ対象となる当会社子会社の直近に作成された監査済貸借対照表における有利子負債(以下「有利子負債」という。)の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。会社分割および事業譲渡の場合、当会社または当会社子会社が受領する対価は、当会社または当会社子会社が受領する金銭、株式その他の金額(金銭以外の資産については会社分割及び事業譲渡における当該資産の評価額をいう。)に、会社分割または事業譲渡において当会社または当会社子会社からの承継の対象とされた有利子負債の総額に相当する金額を加算した金額とみなす。上記にかかわらず、当会社が直接株式を所有している子会社株式の場合は、当該処分により当会社が受領する対価もしくは担保設定額が直近に作成された当会社監査済連結財務諸表における総資産の100分の20以上である場合を「重要な資産の処分等」とする。
- (9) 「取得請求日」とは、甲種類株主の書面による当会社に対する甲種類株式の取得請求の通知が、当会社に到達した日をいう。
- (10) 「単一の株主」とは、自己の計算において当会社株式を所有している者のほか、以下に掲げる者を含む。
- ① 金銭の信託契約その他の契約または法律の規定に基づき、当会社の株主としての議決権を行使することができる権限を有する者、または、当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者(②に該当する者を除く。)
  - ② 投資一任契約(金融商品取引法に規定する投資一任契約をいう。)その他の契約または法律の規定に基づき、当会社株式に投資をするのに必要な権限を有する者

3 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

4 株式の種類ごとの議決権の有無及びその理由

(注)2の1に記載のとおり、甲種類株式は当会社株主総会において議決権を有していません。(ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りではありません。)

当会社定款においては、(注)2の4に記載のとおり、経営上の一定の重要事項の決定について、株主総会又は取締役会の決議に加え、甲種類株式に係る種類株主総会の決議が必要である旨が定められております。このような機能を有する甲種類株式を経済産業大臣が保有することにより、当会社に対する経営支配や投機目的による敵対的買収等の危険を防止する手段として有効なものと考えられるとともに、ナショナル・フラッグ・カンパニーとして我が国向けエネルギーの安定供給の効率的実現の一翼を担うことが期待され、対外的な交渉や信用などの面で積極的な効果も期待できること等が、甲種類株式を発行した目的であります。

5 株式の保有に係る特記事項

甲種類株式は経済産業大臣によって保有されています。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年12月31日	—	1,462,323,601	—	290,809	—	1,023,802

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第三四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	甲種類株式 1	—	甲種類株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「②発行済株式」の注記2に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,966,400	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,460,344,600	14,603,446	同上
単元未満株式	12,600	—	—
発行済株式総数	1,462,323,601	—	—
総株主の議決権	—	14,603,446	—

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## ② 【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 国際石油開発帝石株式会社	東京都港区赤坂五丁目3番 1号	1,966,400	—	1,966,400	0.13
計	—	1,966,400	—	1,966,400	0.13

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

# 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	650,187	914,084
受取手形及び売掛金	110,395	103,656
有価証券	201,000	174,844
たな卸資産	25,485	36,935
その他	170,779	188,891
貸倒引当金	△17,643	△11,814
流動資産合計	1,140,204	1,406,596
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	145,936	139,305
坑井（純額）	25,348	27,608
機械装置及び運搬具（純額）	112,898	107,128
土地	19,736	19,743
建設仮勘定	626,520	1,049,815
その他（純額）	21,339	34,779
有形固定資産合計	951,779	1,378,380
無形固定資産		
のれん	81,080	76,009
その他	358,098	368,149
無形固定資産合計	439,178	444,159
投資その他の資産		
投資有価証券	476,407	344,517
生産物回収勘定	685,990	733,631
その他	472,175	298,673
貸倒引当金	△885	△8,383
生産物回収勘定引当金	△123,483	△134,659
探鉱投資引当金	△3,226	△2,612
投資その他の資産合計	1,506,977	1,231,166
固定資産合計	2,897,935	3,053,706
資産合計	4,038,139	4,460,303

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	46,811	56,242
短期借入金	21,954	31,094
未払法人税等	91,198	72,094
探鉱事業引当金	9,816	9,254
役員賞与引当金	110	81
資産除去債務	2,353	604
その他	203,425	207,388
流動負債合計	375,670	376,759
固定負債		
長期借入金	561,674	646,487
退職給付に係る負債	7,793	7,710
事業損失引当金	6,977	8,171
特別修繕引当金	234	211
資産除去債務	25,954	79,197
その他	63,798	71,968
固定負債合計	666,432	813,747
負債合計	1,042,102	1,190,506
純資産の部		
株主資本		
資本金	290,809	290,809
資本剰余金	679,287	679,287
利益剰余金	1,532,876	1,608,609
自己株式	△5,248	△5,248
株主資本合計	2,497,725	2,573,458
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	44,737	56,109
繰延ヘッジ損益	△17,578	△33,537
為替換算調整勘定	266,224	456,645
その他の包括利益累計額合計	293,382	479,217
少数株主持分	204,928	217,120
純資産合計	2,996,036	3,269,796
負債純資産合計	4,038,139	4,460,303

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	996,901	926,597
売上原価	366,259	388,786
売上総利益	630,642	537,810
探鉱費	21,745	21,319
販売費及び一般管理費	61,618	63,792
営業利益	547,277	452,698
営業外収益		
受取利息	13,220	8,695
受取配当金	3,264	3,033
持分法による投資利益	—	9,245
権益譲渡益	797	18,310
為替差益	—	6,821
その他	8,804	17,877
営業外収益合計	26,087	63,984
営業外費用		
支払利息	1,702	2,092
持分法による投資損失	1,915	—
生産物回収勘定引当金繰入額	4,670	10,157
探鉱事業引当金繰入額	827	1,097
為替差損	11,590	—
固定資産除却損	40	6,242
その他	8,867	4,734
営業外費用合計	29,616	24,324
経常利益	543,748	492,358
税金等調整前四半期純利益	543,748	492,358
法人税、住民税及び事業税	381,076	375,818
法人税等調整額	54,666	14,154
法人税等合計	435,742	389,973
少数株主損益調整前四半期純利益	108,005	102,385
少数株主利益	937	601
四半期純利益	107,068	101,783

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	108,005	102,385
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	30,443	11,375
繰延ヘッジ損益	△20,887	—
為替換算調整勘定	167,158	188,635
持分法適用会社に対する持分相当額	△20,402	△14,171
その他の包括利益合計	156,312	185,839
四半期包括利益	264,318	288,225
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	260,320	287,618
少数株主に係る四半期包括利益	3,997	606

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	543,748	492,358
減価償却費	36,623	37,874
のれん償却額	5,070	5,070
生産物回収勘定引当金の増減額(△は減少)	11,425	13,135
探鉱事業引当金の増減額(△は減少)	△18,511	△688
退職給付引当金の増減額(△は減少)	165	—
その他の引当金の増減額(△は減少)	1,353	1,266
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	—	159
受取利息及び受取配当金	△16,485	△11,728
支払利息	1,702	2,092
為替差損益(△は益)	17,615	6,825
持分法による投資損益(△は益)	1,915	△9,245
権益譲渡益	△797	△18,310
生産物回収勘定(資本支出)の回収額	48,801	54,430
生産物回収勘定(非資本支出)の増加額	△38,025	△50,413
売上債権の増減額(△は増加)	△16,167	7,178
たな卸資産の増減額(△は増加)	△11,041	△6,696
仕入債務の増減額(△は減少)	9,261	9,331
その他	△45,134	△24,610
小計	531,519	508,030
利息及び配当金の受取額	20,108	21,016
利息の支払額	△1,391	△1,228
法人税等の支払額	△423,310	△397,429
営業活動によるキャッシュ・フロー	126,925	130,388
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△129,055	△142,589
定期預金の払戻による収入	212,455	519,103
長期預金の預入による支出	△355,909	△112,181
長期預金の払戻による収入	38,500	—
有形固定資産の取得による支出	△234,547	△338,154
有形固定資産の売却による収入	672	124
無形固定資産の取得による支出	△2,676	△4,530
有価証券の売却及び償還による収入	205,680	147,088
投資有価証券の取得による支出	△20,834	△25,667
投資有価証券の売却及び償還による収入	62,433	65,914
生産物回収勘定(資本支出)の支出	△78,038	△60,412
短期貸付金の増減額(△は増加)	△3,241	△4,982
長期貸付けによる支出	△34,855	△29,566
長期貸付金の回収による収入	74,833	208
権益取得による支出	△33,487	△17,800
権益譲渡による収入	275	37,308
その他	687	7,017
投資活動によるキャッシュ・フロー	△297,108	40,879

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,633	1,580
長期借入れによる収入	67,238	24,939
長期借入金の返済による支出	△6,144	△16,144
少数株主からの払込みによる収入	8,001	15,524
配当金の支払額	△25,936	△26,289
少数株主への配当金の支払額	△3,939	△3,939
その他	△64	△137
財務活動によるキャッシュ・フロー	40,789	△4,465
現金及び現金同等物に係る換算差額	54,150	19,016
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△75,242	185,818
現金及び現金同等物の期首残高	199,858	117,530
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 124,616	※1 303,349



【注記事項】

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が246百万円減少し、利益剰余金が235百万円増加しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(1) 銀行借入に対する債務保証

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
	百万円		百万円
Tangguh Trustee※	15,484	Tangguh Trustee※	16,203
Fujian Tranche※	5,489	Fujian Tranche※	5,743
サハリン石油ガス開発㈱	2,457	サハリン石油ガス開発㈱	1,918
インペックス北カンポス沖石油㈱	1,617	インペックス北カンポス沖石油㈱	1,578
従業員(住宅資金借入)	112	Japan Canada Oil Sands Limited	120
Japan Canada Oil Sands Limited	25	従業員(住宅資金借入)	98
合計	25,186	合計	25,663

※MI Berau B.V.及びMIベラウジャパン㈱を通じて参画するタングーLNGプロジェクトの開発資金借入

(2) デリバティブ取引に対する保証債務

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
Ichthys LNG Pty Ltd	△17,531百万円	△33,791百万円

上記デリバティブ取引は、イクシスLNGプロジェクトにおける開発費支払いの為替リスクを回避する目的のもので、評価損益(△:損失)を記載しております。

(3) 完工保証

イクシスLNGプロジェクトファイナンスに関連して、他のプロジェクトパートナーとともに権益比率に応じてプロジェクトの完工までの債務保証をレンダーに差し入れております。(完工保証)

当社分の保証負担額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
保証負担額(当社分)	600,029百万円	974,968百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
現金及び預金	642,046百万円	914,084百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金等	△533,970百万円	△615,733百万円
有価証券 (コマーシャルペーパー)	10,540百万円	4,999百万円
有価証券(MMF等)	6,000百万円	－百万円
現金及び現金同等物	124,616百万円	303,349百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,778	3,500	平成25年3月31日	平成25年6月26日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,500	平成25年3月31日	平成25年6月26日
平成25年11月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	13,143	3,600	平成25年9月30日	平成25年12月2日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,600	平成25年9月30日	平成25年12月2日

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	13,143	9	平成26年3月31日	平成26年6月26日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,600	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	13,143	9	平成26年9月30日	平成26年12月1日
	甲種類株式	利益剰余金	0	3,600	平成26年9月30日	平成26年12月1日

(注) 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、効力発生日が平成26年6月26日及び平成26年12月1日の配当金支払い額に関する一株当たり配当額については、当該株式分割後の数値で算定しております。なお、甲種類株式(非上場)につきましては、株式分割を実施致しておりません。これに伴い、甲種類株式の配当については、当該分割前の普通株式と同等になるよう、定款で定めております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注2)
	日本	アジア・ オセアニア	ユーラシ ア(欧州・ NIS諸国)	中東・ アフリカ	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	82,971	360,629	75,404	470,704	7,191	996,901	—	996,901
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	82,971	360,629	75,404	470,704	7,191	996,901	—	996,901
セグメント利益又は損失(△)	9,787	196,655	32,668	321,039	△5,257	554,893	△7,616	547,277

(注) 1 セグメント利益の調整額△7,616百万円は、セグメント間取引消去168百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△7,784百万円が含まれております。全社費用の主なものは、報告セグメントに帰属しないのれんの償却及び一般管理部門にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額 (注1)	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注2)
	日本	アジア・ オセアニア	ユーラシ ア(欧州・ NIS諸国)	中東・ アフリカ	米州	計		
売上高								
外部顧客への売上高	91,780	320,235	77,076	428,597	8,907	926,597	—	926,597
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	91,780	320,235	77,076	428,597	8,907	926,597	—	926,597
セグメント利益又は損失(△)	8,176	156,133	27,703	280,334	△12,009	460,338	△7,639	452,698

(注) 1 セグメント利益の調整額△7,639百万円は、セグメント間取引消去157百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△7,797百万円が含まれております。全社費用の主なものは、報告セグメントに帰属しないのれんの償却及び一般管理部門にかかる費用であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益	73円32銭	69円70銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	107,068	101,783
普通株主に帰属しない金額(百万円)	0	0
(うち甲種類株式に係る四半期純利益金額)	(0)	(0)
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	107,068	101,783
普通株式の期中平均株式数(株)	1,460,357,200	1,460,357,200

(注) 1 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

平成26年11月7日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

(イ) 配当金の総額……………13,143百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………9円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成26年12月1日

(注) 1 平成26年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行っております。

2 甲種類株式（非上場）につきましては、株式分割を実施致しておりません。これに伴い、甲種類株式の配当については、当該分割前の普通株式と同等になるよう、定款で定めております。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月 6日

国際石油開発帝石株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 梅 村 一 彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 聡 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている国際石油開発帝石株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、国際石油開発帝石株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



**【表紙】**

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月10日
【会社名】	国際石油開発帝石株式会社
【英訳名】	INPEX CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村俊昭
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 北村俊昭は、当社の第9期第3四半期（自 平成 26年10月1日 至 平成26年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。